

令和6年度 第2回森町電力・ガス・食料品等価格高騰

緊急支援給付金事業 Q&A

Q1：給付金が受けられるのは、どんな人ですか？

令和6年12月13日現在、森町に住民登録があり、令和6年度住民税非課税世帯の世帯主です。

ただし、次の世帯は対象外です。

- ・町民税課税者に扶養されている世帯
- ・租税条約により住民税が免除されている世帯

Q2：どのような手続きが必要ですか？

森町で世帯全員の課税状況がわかる方には、「支給要件確認書」を送付しますので、必要事項を記入し、返送してください。

令和6年1月2日以降、転入者がいて森町で課税状況がわからない世帯は、申請が必要です。申請方法については、担当課にお問い合わせください。

Q3：確認書に添付書類は必要ですか？

確認書に口座番号が記載されていない方は、世帯主の振込先の通帳又はキャッシュカードのコピーと世帯主の身分証明書のコピーを添付してください。

ただし、公金受取口座希望の方、水道料、税金引落口座、児童手当受給口座を希望した場合は、世帯主の身分証明書の写しのみとなります。

Q4：確認書はいつ送付されますか？

令和7年3月上旬頃に送付予定です。

Q5：給付金はどのように支給されますか？

原則、世帯主の口座へ振り込みとします。

Q6：令和6年1月2日以降に海外から入国したため、令和6年度分の住民税が課されていない者は支給対象者になりますか？

住民税が課されていない者も住民税非課税に該当し、令和6年12月13日において住民登録されている者は、支給対象となります。なお、当該入国者の他に世帯員がいる場合は、世帯全員が住民税非課税の場合、支給対象となります。

Q7：租税条約に基づく免除を受けたことにより、住民税が課されないこととなった者は、住民税非課税世帯として支給対象になりますか？

租税条約による免除の適用の届出によって住民税が課されていない者を含む世帯は、本給付金の対象とはなりません。

Q8：基準日において「給付対象者」であった者が、死亡した場合の取扱はどうなりますか？

基準日（令和6年12月13日）以降に世帯主が亡くなられた場合ですが、該当世帯に世帯員がいる場合は、その世帯の新たに世帯主となった方が、受給者となります。

単身世帯の場合は、世帯自体無くなってしまうので給付されません。

Q9：修正申告により、令和6年度の税額が変更となり、課税から非課税になりました。本給付金の対象となりますか？

修正申告により、本給付金の支給対象世帯の要件に該当した場合、本給付金の支給対象となります。

Q10：修正申告により、令和6年度の税額が変更となり、非課税から課税になり、本給付金を受けた後、支給対象外となりました。どうすればよいのでしょうか？

要件を満たさなくなった場合は、返還する必要があります。担当課へお問い合わせください。